

専決第 5 号

湖西市条例第 21 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 30,000 円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000 円とする。

第 30 条第 1 項中「660,000 円」を「670,000 円」に、「並びに同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「170,000 円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 30,000 円を超える場合には、30,000 円）」を加え、同項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同項第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同条第 4 項中「（第 1 項、第 2 項又は前項）」を「（前 3 項）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。